平成２３年（フ）第２２８号
長野市金井田161番地５　セブンタウン102、前住所長野市大字東和田767番地16
債務者　前田　和弘（旧姓齊川）
1　決定年月日時　平成23年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎　勝巳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月８日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３４６号
沖縄県那覇市長田２丁目33番48―1006号コートヴィレッジ那覇
債務者　新里　常男
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村オリエ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２２５号
長野県松本市大字笹賀2998番地13
債務者　幅　　直也
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　雅春
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第７１号
秋田県能代市住吉町１番６号
債務者　藤田　　肇
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池条　有朋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２３年（フ）第２３１３号
横浜市磯子区中原２丁目21番22―105号
債務者　中田　裕治
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若林　豪史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月12日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１４号
栃木県小山市大字喜沢278番地15
債務者　内田　和子（旧姓山田・土田）
1　決定年月日時　平成23年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三宅　愛子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月13日午後４時
5　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第５２８号
埼玉県狭山市富士見２丁目10番12号、前住所埼玉県狭山市狭山台２丁目８番地の３
債務者　髙橋富士夫
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平岡　直也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月30日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年11月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１７４０号
札幌市北区新琴似12条９丁目１番５―303号
債務者　田中　大嗣（旧姓岩崎）
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８３３号
札幌市南区南沢５条４丁目６番23号
債務者　吉岡久美子
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０３２号
札幌市東区東苗穂12条３丁目21番16号　ハウス・ミク102号
債務者　寺本　典生
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０３３号
札幌市東区東苗穂12条３丁目21番16号　ハウス・ミク102号
債務者　寺本　春代（旧姓吉保）
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０５３号
札幌市北区北24条西２丁目３番12号　Ｈｉｇｈ　ｒｅｎｔ　Ｎｏｒｔｈ203号
債務者　伊藤　竜太
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０９０号
札幌市西区発寒11条４丁目４番６―101号
債務者　仁平　鉄也
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２２１号
札幌市北区北21条西７丁目２番35号
債務者　大里可奈子（旧姓小田）
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２５１号
札幌市中央区宮の森３条８丁目４番３号フォレストヒルズ宮の森202号
債務者　反町　七子（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２６３号
札幌市中央区南10条西18丁目１番３―213号
債務者　宮中美知子
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２７０号
札幌市北区篠路４条８丁目５番７号　ベルソー101号
債務者　山内　清美
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部